

大蔵委員會議録第四十二号

昭和二十六年三月二十六日(月曜日)
午前十一時二十五分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君
理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君
大上 司君 川野 芳満君
佐久間 徹君 島村 一郎君
高間 松吉君 吉米地英俊君
三宅 則義君 宮崎 靖君
内藤 友明君 竹村宗良一君
深澤 義守君

出席政府委員

大蔵事務官(日本
専売公社監理官)
大蔵事務官(主
計局法規課長)
大蔵事務官
(主税局長)
国税庁長官
高橋 衛君
委員外の出席者
専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

三月二十四日

委員田中不破三君、尾関義一君及び
小平久雄君辭任につき、その補欠と
して大上司君、島村一郎君及び塚田
十一郎君が議長の指名で委員に選任
された。

本日の會議に付した事件

物品税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第八九号)

復興金融庫に対する政府出資等に
関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出第一一四号)

たばこ専売法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一一八号)
国税徴収法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二二二号)

○夏堀委員長 これより會議を開きま
す。

○夏堀委員長 国税徴収法の一部を改正する法律
案、物品税法の一部を改正する法律
案、たばこ専売法の一部を改正する法
律案、及び復興金融庫に対する政府
出資等に関する法律の一部を改正する
法律案の四案を一括議題として、質疑
を続行いたします。小山君。

○小山委員 物品税について二、三質
問いたします。この物品税法の改正の
内容を見ても、ズルチン、サツ
ガリンについて徴収方法をかえるとい
うこと、それから特定の商品に証紙
を貼るということがその内容でありま
すが、この証紙を貼らせるということ
は即時やるのであります。あるいは一
定の期間を置いてやるのであるか。

それから証紙を貼るという法律が施行
されたあかつきにおいては、証紙を貼
らないものは販売させない趣旨である
か。これをまず伺つてみたいのであり
ます。

○平田政府委員 証紙の制度を新設い
たのでございますが、これは政府で
印刷いたしました交付するという事情
もございまして、大体六月ごろを目
当に実行に移るようにならねばなら
ないかと考へております。それから
この証紙を貼らないものは販売させ
ないのかといふことは、そのようなき
ついで措置までやりますかどうかと考

えますので、手持品等につきましては
最初貼らなくてもいい。あとは大体
取引の状況等を見まして、一定のとき
までには証紙の貼つてないものが店頭
に出ましても、そのゆゑに証紙の取締
りをきびしくやることはない。一定の
ときがたちますと、証紙の貼つたもの
が出まわるといふことになると思ひま
す。最初から手持品全部に貼らせると
いうことは差控えたいと思ひます。

○小山委員 証紙を貼らせるのは、店
頭に貼らせるものではなくて、製造業
者あるいは卸売業者が、物品税を納め
るときに貼らせるといふ趣旨であらう
と思ひますが、その点はどうか。

○平田政府委員 さうでございます。ま
ず、製造場から移出する際に証紙を貼
つて出せ、こういうことに相なるかと
思ひます。

○小山委員 そういたしますと、勢い
何箇月かの後には、その特定の商品に
ついては証紙を貼つたものでなければ
脱税品とみなす、こういう効果が出て
来ないかと、証紙を貼らせることが意味
をなさないとやないかと思ひますが、
その点はどうかと思ひます。

○平田政府委員 お話の通りでありま
して、ある期間は証紙の効果は十分現
われぬ。これはやむを得ないと思ひま
す。全部一ぺんに製造場にもどし入
れさせまして、証紙を貼らせるといふ
方法も考えられないことはございませ
んが、そのようないことをやりますの
は、あまりにも取引に影響がございま
して、適当ではないと思ひますので、
むしろ経過期間は取締ることができな

くてもいたし方ないという考え方で、
実行したらどうかと思ひております。

○小山委員 その経過期間は一体どう
いうふうに考へておりますか。法律上
それを表わしてないのであります。

○平田政府委員 これは別に法律上経
過期間を設けてどうするといふ問
題でございまして、一定の期間がた
ちますと、おのずから大体証紙を貼つ
たものが大部分になるでございしまし
うし、そういうようなことになりまし
と、貼つてないものにつきましては特
別に調べる。ただ調べるということに
なりまして、ただちにそれが脱税品
であると認定を下さないで、よく調べ
まして取締りに資するようにする。さ
らに少し時がたちますと、これは完全
に取締りができて来る。こういうよう
に段階的にやつて行くよりはかないか
と考へております。

○小山委員 その点には若干の疑義
を持つておるのであります。法律の
趣旨からいいますと、証紙を貼つてない
のは脱税品なりとして取締るといふこ
ろに、この法律の目的があるのではあ
らうと思ひます。ところがたとえは化粧
品のような委託販売方式をとつており
ます品物は、自由に返品をするという商
慣習があると思ひます。そうしますと、こ
の証紙を貼らせるといふことを機会に
して、一どきに返品が起るであらう。
ところが化粧品は御承知のようにいろ
いろ種類があります。水ものもある
ば油ものもある。固形したものもある。
またガラスびんに入つたものもある

れば、セルロイドのものに入つたもの
もある。こういうものを小売業者が詰
め合せて、その販売元である卸売業者
あるいは製造業者に小包で返す。かり
にその中の一つのびんが割れると、中
にある商品は商品としての価値を失う
ことになつてしまふ。そういうような
問題が起りますと、おそらく卸売業者
あるいは製造業者は、そういうものが
一どきに起つて来た場合には、破算状
態になつて来はしないであらうかとい
うような心配があるものであります。こ
ういふような事情にある商品というの
は、必ずしも化粧品だけに限らない
で、それ以外のものにもあるのではな
いかと思ひます。それらについては政府
はどういうふうに考へておられるのか。
ことに証紙は何に貼るかといふことが
法律上一つ書いてない。法律上何も
書いてないで、しかも先ほど申しまし
たように何箇月かたつた場合には脱税
品として取締る、こういう趣旨である
とすれば、法律上何も書いてないもの
について政府がかつてに品物を定めて
それが法律上書いてないといふことは、
これは法律の体裁としては、民主国会
がとつておられるところの慣例に相反する
法律ではないかと考へておられるのであ
りますが、この点についてはどういふ
うにお考へになつておりますか。

○平田政府委員 もと／＼この証紙の
制度は、法律で定められました納税義
務を果したといふことを証明する紙片
を、物品等につけるということござ
いますので、取締上必要がありま

場合におきましては、当然適正な徴税という見地から、私も実行してもいいのではないかとというように考えておるのでございます。ただ目的はやはりそういう効果を現実^ニに発生^シ得る場合であることと、それから業者にあまりに著しい手数をかけた^リ、あるいは商品の売れ行きをそれがために阻害したり、非常に重大な影響があるような場合におきましては、これは実行する^カしないか慎重に考えなければならぬことだと考えておるのでございます。

○小山委員　化粧品については特殊なそういう事情があるので実施しないということは承りましたが、それ以外にそういうふうな混乱を起す業態はないかどうか。そういう確信があるかどうかということが一つ。

従いまして何でもかんでも証紙を貼るというふうなつもりではないのでございます。ことに最初のうちにおきましては、実行の結果等をよく見きわめた上で、必要に應じて拡張するという方法もいいではないかと考えておる次第であります。ただいま御指摘の化粧品等につきましては、大分研究してみたのでありますが、やはり品物が相当零細なものが多く、それからお話のように水もの等がありまして、破損等の場合の問題が相当多いのじやないかということを考えまして、最初は化粧品等につきましても実行するかしないか研

それからもう一つは先ほどから何度も申し上げますように、この法律の目的は脱税品の取締りであります。何箇月か期間にはわかりませんが、その経過後においては、証紙を貼つてないものについては、脱税品として取締るということとありますから、いわば広い意味における国民の権利義務に関する問題であらうと思う。それを法律上何にやるかということを何ら明示しておかないで、ただ大蔵大臣が政令できめるというような法律体裁がいいのかどうかという問題であります。それについて所信をお伺いいたします。

究してみたのでございますが、現在のところにおきましては、さしあたり化粧品につきましては実行しない方がいいのではないかと考えてございします。現在のところ考えておりますのは嗜好飲料、カバン、トランク、水あめ、サツカリシ、ブルチン、清涼飲料のうちのサイダーとかラムネ、こういうものにつきまして証紙の制度を實行してみたらどうか。その結果によりましてどうするかをよく検討しました上で、慎重に決定したらどうであらうか。これはもちろん徴税官庁たる国税

○平田政府委員 さつきも申し上げましたように、何箇月かの余裕期間を置く。置いた後においてただちに脱税品にしてしまふべきかと申しますと、やはり私はそうすべきでない。証紙を貼つてないものにつきましては、どういうわけで貼つてないかをよく調べまして、その結果によつて脱税品になるか、あるいは前からの残品であつて脱税品でないか——これはもちろん調査にあたりまして慎重に注意すべき問題だと考えます。ことに実行いたしました初期の段階においては、そのことの

実施にあたりまして特に注意しまして、單に貼つてないからというのでただちに脱粉扱いにするということは、当然趣旨から申しまして避くべきものであらうと考えておるのであります。ただ相当長期にわたりますと、おのず

から証紙を貼つたものが大部分、あるいはほとんど全部になろうかと思われるわけであります、その後におきまして初めて証紙制度がフルに効力を發揮する。その前におきましてただちに効力を發揮するような強い制度にまでするということは、最初にも申し上げましたように、そこまでの必要はなない。そこまでいたしましてこういう制度を實行するのは、どうであらうかと考えておるわけであります、その辺のところは今申し上げました趣旨で運用しますれば、御指摘のような結果にはならないものと私どもは考えておるのでござります。

一 品目を列举しまして、嚴密に吟味して規定した方がいいのではないかと、う御意見、これは一つの御意見だと思ひます。しかしこれほど、徴税取締り上の必要に基きます關係もございまして、それから今申し上げましたやうなことを運用上注意いたしますれば、それほど大きな影響はない。むしろ結果といたしましては、まじめな業者はこれによつて救われ、脱税して不正なことをやつてゐる業者が締め出される。こういう結果に相なりますので、建前といたしまして特に法律で限定するといふのもいかがであらうか。これはやはり必要性和この立法の趣旨とをよく考えまして、政府におきまして妥當なものを指定して行くといふこ

とで、運んで行つてしかるべきものではないか、かように考えておるわけでございます。しかし御趣旨の点、あるいは国会における御意見の点は、政府におきましても十分尊重いたしましたして、御指摘のような弊害のないように、運用上十分注意いたしたいと考えておる次第であります。

○小山委員 こういう証紙を貼る制度そのものについては、私はまったく御趣旨の通り脱税を防ぎ、正当な納税者を保護するという意味においてまづたく賛成なであります。ただしし品目をあけていないのが非常に不安である。何でも証紙を貼らせることを政府は命令できることになっておる。たとえは極端な場合を仮定してみますと、蓄音機の針にも貼らせることができるし、あるいは基石に一枚々々貼らせることもできる。それから紙であります。用紙の原紙に貼らせることもでき

る。その紙のような場合には、截断して売れば一体どこに貼つてあるものもを正当なる証紙と認めるかどうかといふ問題が起るのであつて、要するに先ほど申されたように政府は嗜好飲料あるいはカパン、トランク、水あめ、サツカリ、ゴルフ、清涼飲料中のラムネ、サイダーこういふふうに申されておるが、主税局長の答弁はそうである。しかしこれを実施するのは大蔵大臣で、大蔵大臣が実施するときはこれ以外に拡張し、かつ業界が非常な混乱に陥つたり、あるいは不測の損害をこうむつたりすることを防止する何らの機會はない。それが非常に不安なのであるが、その点をどう考へて何も書かなかつたかといふことなのである。

す。

○平田政府委員 私が申し上げておるのは、主税局がこういう制度につきましては、大蔵大臣の代理として責任を持つておりますので、申し上げておるのであります。これはおそろくさしあたりいたしましたしては、これでは政府の方針を決定するということは間違いないと思います。なお御指摘のような点がある／＼運用上出て来る危険性が全然ないかと申しますと、それはないとは法制上は言えないかと思いますが、そういう問題につきましては、国会等におきましてよく私も御意見をしよつちゅう伺つておりますし、それから要望の事項も十分尊重いたして従来も参つておりますので、今後におきましてそういう点につきましては十分注意いたしたい。これは私は証紙のできた制度から申しまして当然なことだろうと思います。ただその書き方としまして、そういうこまかい注意的な規定を置きまして、こういう場合に限つて証紙を使わせることができるという字句を入れるか、入れないかという問題だろうと思いますが、これは証紙の制度の本来の性質、それからまたこの制度が上げ得る効果と申しますか、それは決して万能ではないのでありますして、私も実はそれほどこの制度に非常な重きを置いておるわけではございません。しかしこれによつて相当の効果を生じ得るという前提で考えておりますので、結果は相当いい成績を上げ得るか考えますが、何でもかんでもこの制度を利用してやつて行くということは、この制度自体の性質上おのずから限界が当然出て来るのじやないか。そういうふうな意味のものと

してこの制度を立案し、あるいは国会におきまして、そういうものとして御賛成を得たというところで行きますれば、御指摘のようなことがなく行き得るのではないかと、かように考えております。私特に立案の責任にあたりまして、御趣旨に沿うようにいたしたいことをつけ加えておきます。

○小山委員 私が申し上げている趣旨はよくわかりであるかと思ひます。法律では何を何に適用するかということが書いてないのであるから、大蔵大臣はよろうと思へば何でもできる。こういう前提のもとに法律ができて上つてくる。それが心配なのでありますからお尋ねしたわけでありすが、

〔委員長退席、奥村委員長代理着席〕

ただいま主税局長のお答えによると、大蔵大臣の代理者としての主税局長は、さしあたり先ほど申されたように嗜好飲料、カバン及びトランク、水あめ、サツカリン及びズルチン、清涼飲料中のラムネ、サイダーに限って施行する、こういうふうな了解いたしましたから、それでよろしいのであります。が、なお念を押しておきたいことは、ただいまのような不安がありますから、議会閉会中にはとりあえずこれで行くんだ、もしさらに商品に拡張するといふふうな場合には、議会開会中に議院に発言の機会があるときにおいて実施するのである、こういうことをお約束できますか。

○平田政府委員 よほど特別の事情がない限りにおきましては、通常の指定の方針といたしましては、お話のような趣旨でさしつかえなからうと私は存じます。

○小山委員 それで了承いたしました。ついでに伺つておきますが、これだけの手数のかかることをやつて、先ほど来何度も上つていっているようなこれらの品目について、どのくらいの物品税を見込んでおられるのか。またその費用はどのくらいかかりますか。

○平田政府委員 先ほど申し上げましたように、手数も商品の性質上添付表示は比較的可能であるということ、しかも実効が上るといふ点をねらつて、今の品目をさしあたり選定したわけでありまして、この税額が全体で大体二十二億七千万円でありまして、その費用が二百七百万円、証紙の作製その他一切の費用を含みます。やつた結果、これは正確なものではないけれども、少くとも五、六億程度の増収を期待できるのではないかと。もちろんこの増収につきましては一つの観測でございますまして、はたしてそこまで行くかどうか問題であると思ひますが、五、六億くらいは少くとも、今の証紙を貼りました二十二億円の税額の分について増収ができる。増収ができるということとは、同時に一方におきましては会社にとりましても企業にとりましても、公正な競争が確保されるということに相なるものと思ひますが、この程度のことは申し上げることができると思ひます。

○小山委員 証紙は政府がこれを作製して納税者に配付するといふのであります。これを貼るにについては相当手数がかかるものがあるのではないかと思ふのであります。たとえば嗜好飲料とかラムネ、サイダーといふものは工場製品でありますから、びんのレッテルを貼るときにそのまま機械的に貼れる

ものもありませんが、トランク、水あめといふようなものは相当小さな業者がやつているので、相当の費用がかかるのではないかと思ふのであります。この費用を政府が補償する趣旨の法律は出ておりませんが、この点についてはどう考えておられるか。

○平田政府委員 証紙につきましては若干手数がかかりますので、費用の点で政府から補助金でも出すかどうかは研究してみたいのでございますが、どうも考えてみますと、納税義務者が正しい納税義務を履行するための一つの方法でございますし、現在たとえば源泉徴収義務者等にも相当手数がかかりますが、これも別に徴税交付金等を出してございせん。徴税交付金につきましては、一般的に現在のところ支給することとは差支えるという方針にいたしておりますので、本件につきましても支給しないといふことに、さしあたりいたしたのでございせん。しかし考えてみますと、大体におきましてこういう品物につきましても、それ／＼何らかの方法で業者も適当の表示もするといふような場合が大部分でございせんので、そういうものに証紙を政府が作製して配つてやる。これは相当の費用がかかりますが、あとの点は大体何とかやつて行けるのではないかと。さしあたり考へておられます。はたしてそれでうまく実行できるかどうか。さらに実行の上、御指摘のような点は再検討してみたいと思ひますが、さしあたり今申し上げたような趣旨に従ひまして、交付金等は交付いたさないといふことにいたしたいと思ひます。

○小山委員 これはおそらく将来実施されたあかつきにおいては、特に小さな業者から非常に手数がかかる、費用を何とかしてほしいといふような希望が出て来はしないかと思ひます。その際においては、政府としても十分考慮してほしい、かように希望するものであります。さらにその一つの手紙として、近く議員立法で納税貯蓄組合法といふものができるとなつているのであります。これらの業者がこれらの物品税証紙を貼るために一つの組合をつくり、証紙を貼るような人たちがその地域的な納税組合に入る、そうしてそれから間接に証紙を貼るための費用を出して行く、こういうような方法は考へておられませんか。その点を伺ひます。

○平田政府委員 貯蓄組合と関連しまして、何か組合等でもやることにつきましては、どうも必ずしも適切ではないのではないかと考へております。貯蓄組合は、御指摘の通り地域団体並びに勤務先、つまり雇用員である場合の勤務先を中心とする団体、この二つに限ります。今の趣旨から行きますと、いいのではないかと考へておるのでございせん。同業者の団体が集まりまして貯蓄組合を結成し、同時に物品税の納税について証紙に関連して、そのことによつて補償等の交付を受けることは、ちよつとむずかしいのではなからうかと考へております。

○深澤委員 国税徴収法の一部改正に關して質問をいたしたいと思ひます。このたびの改正は、分納及び徴収猶予の制度を確立し、さらに滞納処分、猶予制度を新設し、あるいは滞納処分の停止の制限を設けたといふのが内容であります。これは徴税が非常に不円滑であるといふ一つの現われである

と私は考へるのです。政府当局がこの国税徴収法を今度改正いたします具体的な根拠はどこにありますか。それをお聞きしたいと思ひます。

○平田政府委員 その点については先般もお話ししましたように、相当大きな滞納が現在も残つておりますし、それから将来におきましても、なか／＼一ぺんには納めにくいといふような場合が全然ないとは言へない、そういうことを考へまして、こういう制度を設けて、極力適正な処理をはかつて行こうといふ趣旨でございます。

○深澤委員 それでは具体的に伺ひたいのですが、昭和二十四年度の収入未済額が約三十八億円あるといふことが、会計検査院によつて指摘されていられるわけですか。この三十八億円の収納未済額の整理は、今どういう状態になつておりますか。

○平田政府委員 先般たしかお手元に資料をお配りいたしておるかと思ひますが、昭和二十四年度の年度末現在における滞納総額は、全部入れまして千二百五十八億三千六百万円ほど残つていたのでございせんが、そのうち昨年十二月末日までに現金で入りましたのが三百四十六億五千二百万円、それから再調査の結果訂正処分いたしましたのが二百八十二億四千六百万円、それから結局納める余力がないために、あるいは行方不明等になりまして不納欠損になりましたものが十五億一千三百万円、合せて六百四十四億一千三百万円処理いたしました。十二月末現在で六百四十四億二千五百万円ほど残つております。なおこのうち最近までさらに若干処理が促進いたしておりました。最近では五百五、六十億くらいの分

が残っているのではないかと見ております。

○深澤委員 この滞納額の内訳であります。大体これは百万円以上の滞納者がどれくらいあるか、それからそれ以下のものはどれくらいあるかという大づかみのことはわかりません。

○平田政府委員 今額の階級別のこまかいことは、なか／＼調査がやつかないものですからございせんが、大體税目別に申し上げますと見当がおつきになると思ひます。残つております六百十四億二千五百萬圓のうち、源泉所得税が四十四億六千四百萬圓、それから申告所得税が四百九十九億六千九百萬圓、法人税が七十八億三千三百萬圓、物品税が十八億圓、その他が五十三億五千五百萬圓となつておりました。申告所得税が大部分を占めております。額から申しますと、どちらかと申しますと申以下の滞納が相当多いのではないかと見ております。

○深澤委員 その中で源泉所得税の滞納額四十四億六千四百萬圓というのがあります。大體源泉徴収は、納税者が俸給、賃金から天引きされるのでありますから、私はほとんど滞納はないと思ひます。結局徴収義務者が税務署への納税を怠つておるといふ結論になると思ひますが、その点はどうですか。

○平田政府委員 これは深澤さんも御承知と思ひますが、会社がつづればかりまして賃金も不払いしておる。給料でさえ一部払つてない。払いますと少くとも税金がかかるのですが、その税金は同時に滞納しておる、こういうふうなのが勤務所得税の集げつきの相当

多くの部分を占めておるのではないかと。もちろん経常的なものといつたしましては、お話の通り給料から差引いて納めるわけにございまして、納め得ないわけはないのでございまして、会社がどうにも経営が困難になりまして、資金にどうしても困窮しているようなものが、滞納として残つておるといふふうに考へておるのであります。

○深澤委員 これは納税者から天引きでとりまして、会社が税務署に納入する期限と申しますか、徴収したときからどのくらいに納めなくちやならぬという規定になつておりますか。その点私よく知らないのですが……

○平田政府委員 毎月払いました給与に対する源泉所得税は、翌月十日までに払い込むことになつております。滞納になりますのは、要するに給料だけ払いまして、税金を払う資金に困りまして納めてないというのが、集げつておる勤務所得税の大部分であらうと思ひます。

○深澤委員 ただいまの説明によりますと、事業不振あるいは破産状態になつておるところが多いというのであります。これは相当大きいところもやつておるんじゃないかというわけ／＼の資料があるのですが、それはどうですか。

○平田政府委員 大きいところも一時に納めるのが、一月遅れたとかいうような例はまああるようでございます。たとへば二十四年度分の集げつきでございますが、これはどつちかと申しますと、大きいのは——大きいと申しますとも、いわゆる会社といつたしまして普通の成績を上げておる、また悪いと

言ひましてそれほど顯著に悪くないというところ、どつちかと申しますと比較的少い。そういうものに對しましては相當嚴重な督促を加へ、差押え等の処置をとりまして督促をはかつておりますことは、御承知の通りだらうと思ひます。

○深澤委員 二十四年度の会計検査院の指摘によりますと、税務署は大體とつていない。ところがそれを指摘してとらしたものがこれだけあるというところで、ここへ一億八千四百萬圓の具体的な数字が出ておるわけですね。それと、これは大體徴収すべきものにかかわらず徴収不足であつた、税務署がとらなかつたというものが、会計検査院において指摘されているものが非常にたくさんあるわけですが、その中で國際興業株式会社という一つの会社だけでも、滞納しておつたものが四百五十萬圓もあつたという問題があります。さらに國策パルプの百七十萬圓、その他いろいろのものがあつた。もう一つは、横浜市の交通局が所得税の徴収不足があつたということになつております。おそれなくこれも源泉所得税の問題だらうと思ひますが、これらは當然徴収すべきものを徴収しないような事務処理になつておつたのを、会計検査院が指摘して徴収したのである。こういうことがあつたわけですが、これはどういふ事情になつておりますか。

○平田政府委員 今手元にその書類を持つておられますので、具体的にお答えたいがたいのであります。徴収すべきものを徴収しなかつたというの、おそれなく本給のほかいろいろ／＼な手当額を出しておりました、その手当

額等に対する税額の調査が不十分であつたために徴税をしなかつた。それを検査院が検査の際に調査しまして、税務署に知らせまして徴収したというのが、源泉徴収につきましては、徴収不足の税額の大部分ではないかと見ております。大體そういうものが多いようでございます。全体の滞納額といつたしましては、先ほど申しましたように、二十四年度末の源泉所得税の滞納額が九十一億八千六百萬圓、そのうち三十七億七千五百萬圓は昨年の十二月までに片づいておりました、四十四億六千四百萬圓残つておる。これは、さつき申しましたように、相當督促をいたしておるにもかかわらず、会社の成績がどうもよくないためになか／＼納まらないというものが大部分であらう、かように見ておる次第であります。

○深澤委員 会計検査院の二十四年度の指摘の中にいろいろのことがあるわけですね。当初徴収決定の際の調査が不十分のため、あとになつて誤謬訂正として減額しているものが、相當の額に達しておるといふ指摘があるのですが、これは今未端において、納税のために非常に苦しんでいる一つの原因になつておるのではないかと私は思ひます。つまり具体的な調査もせずに、上からおつたばつて税額をきめて来ておるといふ事実がたたくさんあるわけですね。従つてこれが指摘しておるうちに、徴収決定の際の調査が非常に不十分であつたために、誤謬訂正をして減額したものがたくさんある。こうなつておりますが、こういう事実は全国的に相當あるのではないかと申すのですが、この点について主税局の方ではどういふうまいに考へておりますか。

○平田政府委員 お話の点が相當あつたことは事実でございまして、私どもこれを否定するものではございせん。ことに從來申告所得税につきましては、年度の關係で申告の成績がよくない。よくないで、そのまゝはつておきますと非常に入つて来なくて、全体の歳入にも影響を及ぼしますし、勤務所得税をまじめに天引きされておるものとの負担のバランスの關係もございまして、放任するわけに行かないというので、年度末までに急いで調べて決定しているのが相當多かつたのであります。その中には御指摘のように調査が十分徹底しない、あとで直さなければならぬといふものが大分ございまして、さつき申しましたように、訂正処分をいたしたものが相當ございまして、しかしその点につきましては、二十五年からは特に国税庁におきまして、新しく方針をきめて、できる限り申告でやるように努めて参りまして、そのために申告期限も一月延ばしたのであります。それに従つてできるだけ税額が申告されるようにする。どうしても申告が出なかつたものにつきましては、よく調べまして相當自信のあるものを更正決定して行くというところに、本年度からは特に方針を改めまして、その方針を徹底してやるように努めておるようでございます。従来に比べてみると、私は相當の改善を期待し得るのではないかと考へております。

○深澤委員 そこで国税庁長官にお伺ひしたいのは、今申しますように、主税局は自主申告を十分尊重してやるのだという方針を明確にされておるのではありませんか、昭和二十五年年度の確定申

ば、そのままその金額によつて決定するのやむを得ないというふうに考えております。しこうして今年度は先ほどお話ししましたような方法によりまして、それ〴〵税務署においてを願つて、いろいろとお話し合いをいたしたのでございますが、その結果納税者側の非常な御協力を得まして、われ〴〵の見当では大体九割までも税務署の調査した額に対して、是認できる程度の御申告をいただいておりますと見ておるのでございます。

○深澤委員 それでは税務署が、たとえば二十六万円の確定申告の指導をしておる。ところが、実際は十五万円しかないという自主申告をした。ところが税務署では何としても税務署の指示したものでなければ受付けない、こういう態度をとつた場合においては、その税務官吏は、自主申告をまつたく無視したやり方をやつておるわけです。そういうものが具体的にあつた場合には、長官としてはどういう処分をされるか、その点をひとつ伺いたい。

○高橋(衛)政府委員 申告を受理しないということは、あり得ないと存じます。これは郵便であつても何であつても、ちつともさしつかえないのでございまして、正式な申告書として御提出になれば、必ず受理いたします。

○深澤委員 それはあなたが机の上で考えられておる考え方なんです。実際の末端においては、いやぶなしに、これだけなければ承知しないというふうな、強制されておる事実があるわけで、もしもそういう態度をとつた税務署員があつたとすれば、あなたはどのように処置を——具体的な例をあげま

ので、そういう制度とあわせ運用しますれば、この規定の運用が比較的円滑に行くだらう。もちろん個人の場合におきましては、これにはつきり該当することが認められる場合においては、適用する方針でございますが、ただこの規定は、ここに書いてありますように、条件が若干広くなっておりますので、運用にあたりましては、あくまでも適正な運用をするという意味において、運用して参りたいと考えております。従いましてこの規定は、政府が職権をもつて猶予するというこ

とにいたしておる次第であります。
○深澤委員 この国税徴収法の改正の根拠は、特に納税成績の上つていないところの申告所得税、この問題が一番悩みの種であると考えられるわけですが、従つて滞納処分の猶予制度も、この申告所得税を対象として重点的に考えなければ、私は意味をなさぬと思う。従つてこの滞納処分の猶予制度というものが、広汎に中小の商工業者あるいは農業に適用されなければ、ほとんど意味をなさぬと私は考えるのですが、その点はどうか。もう一べんお聞きしたい。

(奥村委員長代理退席、小山委員長代理退席)
○平田政府委員 お話の通り、申告所得税の滞納を適切に処理するという必要がありまして、まづたく同感でございますが、私も考えておるのでございまして、ただ額の比較的小さいものにつきましては、どつちかと申しますと分納、一年の徴収猶予の制度、それからあるいは資力が比較的少なくなつたようなものにつきましては、別にあります三年間の停止の制度、

こういう制度の方がむしろ活用の余地が多いのじやないか。この十二条の方は、運用にも相当むずかしい問題がございまして、最初からあまり手広くやりますのは、いかがなものでしょうかと考へておるのであります。もちろん条件に該当するものにつきましては、この規定を適用いたしまして、目的を達したいというふうに考へております。

○深澤委員 それではその滞納処分の停止の問題であります。この提案理由には、滞納者が無財産の場合、または著しく生活困難に陥るおそれがある場合という条件として、三年間の滞納処分を停止することができるというぐあいになつたのであります。これを広く一般の申告所得税に苦んでおる人々に適用するといふ、ただいまの御意見であります。滞納者が無財産の場合、または著しく生活困難に陥るおそれがある場合という認定の問題ですが、これはどういふことを基準として認定するか。この認定の問題は、個々の税務官吏がやるのか、あるいは何かそういう審議制度でも設けてこれをやるのか、そういう点についての御説明を願いたい。

○平田政府委員 この規定は、御承知の通り一応停止処分をやりまして、中間で資力が回復しない場合におきましては、三年たつと自然に納税義務がなくなつてしまふというので、そのときすぐそれを欠損処分にするわけではございませぬが、一種のそれに近い処分をやるといふことに相なるのでございまして、従いましてこの条項に該当するかどうかは、税務署におきましてもよく取調べまして、相当詳細な調査を

経てこの処分を執行するようにいたしたい。ただし少し小さい納税者で比較的に片づくと思ひますが、やはり大きい認定の困るようなものにつきましては、むしろ国税局の徴収官の制度等がございまして、そういう点においてもよく調べまして、適切な処理をはかつて行くことに相なるかと考へております。

○深澤委員 そうしますと、もう一べんその点を確かめておきたいのであります。この滞納処分の停止の問題については、小さいものについては個々の税務署において、またその担当する税務官吏が認めた場合においてはそれをやる、こういうことを承知していいのですか。

○平田政府委員 少額のものにつきましては大体税務署限りで処理する。ただ担当官限りというのには語弊がございまして、むしろ署長の責任でやるわけでございます。

○深澤委員 少額のもといふことで漠然としておりますが、これはどの程度のもを大体目安にされておるのか。その点をひとつ御説明願いたい。

○平田政府委員 具体的に額を幾らにするか。その辺は将来国税庁等におきまして、事務処理の方法をいたしまして研究される場合があるかと思ひますが、今のところはつきり幾らからどうするといふところまでは、きまつておらないと思ひます。その点は必要でございまして、高橋国税庁長官からお答えがあると思ひます。

○高橋(衛)政府委員 金額について、どの程度の金額まで完全に税務署にまかしていいかという点は、まだ未決定でございまして、大体一定金額以下のもは税務署において決定できる権限を与へ、それ以上のもは国税局において稟議をせしめて、国税局においてもよく調べた上で処置いたして行きたい、こういうふうに考へておる次第であります。

○深澤委員 この停止処分あるいはその他の猶予制度といふものを新設いたしました。納税者は現在の徴税の問題から、ある程度その苦しみを避けることができると私は思うのです。ところが、前年度の問題についてはそういう制度を適用されたところが新たにまたこの滞納というつまり新しい年度の税金について、また納められないという問題が起ると、結局そういう猶予あるいは停止の処分が、おのずから効力を失ふという結果になるのであります。ところが、そこで問題になるのは、そういう猶予制度あるいは滞納処分の停止を受けた者に対して、また前年度と同じような税金を課して行くやうなことになるかと――従来ともそういう傾向があつたのであります。それが、前年度幾らであつたから、今度はそれに増して来るというやうな、そういう形です。実際の具体的な経済状態やその営業の状態といふものが具体的につかまれておらないために、やはり前年度を基準としてやつて来るということになりますれば、また新しい年度における滞納問題が出て来ると思ひます。従つて国税庁長官にお伺ひしたいのは、そういう猶予あるいは停止の制度の適用を受けた者に対しては、具体的にこれを調査いたしまして、それに適応するやうな課税を考へなくちやな

らぬと思ひますが、何でも前年の例に對して何割増しといふことでやられたのでは、せつかくこの制度が全然無意義になると思ひますが、その点の運用の問題について、長官の意見を拜聴したいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 停止処分に関しましては、資力が回復した場合に停止処分を取消すといふことに相なつておるのであります。従つてその年度の所得を新たに調査いたしまして、その年度において十分に所得があり、また資力があるという場合におきましては、前の停止処分を取消すと同時に、新たに申告を出していただきます。また申告が出ない場合には、更正決定の措置をとることをせざるを得ないかと考へておる次第であります。

○深澤委員 それから十六条の問題で、差押えをすることのできない範圍を少し広げたやうであります。この差押えをすることのできない物件の中で衣服、寝具、家具及び廚具、これが第一項にありますが、大体その營業に必要な器具、機械あるいはその用品といふやうなものは、これは差押えすることができないことは常識判断で當然なのであります。ところが、たとえばミシンの加工をやつておる者が、ミシンの差押えを受けておるといふ事実がたゞさんあるのであります。あるいは農業をやつておる人々が農具を差押えられておるといふ事実が、たゞさん全国にあるわけでありまして、さらに生活必需品と申しますか、たとえば少くとも時計とかあるいは茶たんすくらいは、これは憲法に定められた最低生活の必需品であると私は考へる。そういう意味で、これは非常に漠然としておりま

すが、当然營業あるいは業務に必要なもの並びに最低生活に必要なものの、そういうものは差押えることができないということにならないければ、まったくそれは国民生活の不安を助長するものでありますので、この一項目の規定では、どうもまだ非常に不十分であると思うのですが、この中に、私が今申し上げましたような業務に必要なもの、最低生活に必要なものの差押えはできない、こういう解釈ができるかどうか。その点についての御意見を承りたいと思います。

○平田政府委員 お尋ねの点は少しどうも漠然としているような感じがするのでござりますが、大体その考え方の動機と申しますか、動機は同じような点を考えまして、具体的にはこの法律で規定しておりますような要件に該当する場合において、差押えはできないということにいたしました。それぞれやはり「滞納者及其ノ同居ノ親族ノ生活上欠クベカラザル衣服、寢具、家具及厨具」、それから「滞納者其ノ同居親族ニ必要ナル六箇月間」——今までは三箇月間でありましたが、六箇月間に延長いたしました。六箇月間ノ食料及薪炭、それからその次の十六条の三号、四号は、今まではほかの品物を提供すれば押えないという、相対的の禁止物件だったのでありますが、こういうものの中におきましても、主として自家努力、つまり自分が働いてその事業なり、農業をやつてある場合におきますその働いたための必要な器具は「欠クベカラザル器具」、これは同じく今度は差押えが一般的にできないようにしようということにいたしております。なおその他「欠クベ

カラザル」ということにいずれもされておりますが、その他のものにつきましても、十七条はやはり生かしておきまして、欠くべからざる程度までは至らないが、やはり農業なり營業に必要として使つてゐるものにつきましては、ほかの物件を提供いたしますれば、やはり差押えはしないという二段構えに、今回はかえることにいたしましたのであります。これによりまして、よほど運用上円滑に行き得るか、私どもも考えている次第であります。

○深澤委員 そういたしますと、主税局長の解釈はそれでいいと思うのですが、実態面をやられる国税庁長官の御意見を拜聴したいのであります。第一項の「滞納者及其ノ同居ノ親族ノ生活上欠クベカラザル衣服、寢具、家具及厨具」ということになつておりますが、たとえて申しますれば、茶だんすであるとかたんすであるとかいろいろのは、一体生活上欠くべからざる家具の中に入るかどうか。その点をお伺いしたい。

○高橋(衛)政府委員 そういう場合におきましては、具体的にその人によつて欠くべからざるものであるかどうかというのを検討いたして、決定いたしたいと考え次第であります。

○深澤委員 それは具体的な問題でなく、一般的な問題であるとは私は考える。たとえば衣服がある場合には、それがいいタンスにしても悪いタンスにしてもタンスがある。あるいはいろいろな炊事道具がある場合には、それを入れておくところの茶ダンスがある。こういうことは一般に共通する問題であると思う。そういう場合において今までは茶だんすも、たんすもなかつ

た。全部やられたわけですから。そうするとこの解釈では、われ／＼は生活上欠くべからざる家具の中に、そういうたんすとか、あるいは茶だんすとかいうものが含まれると解釈するのであります。その点は非常に小さい問題であります。が、実際の徴税にあたつては重大問題でありますので、明確に一応お伺ひしておきたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 個々の場合につきましてはなお十分に検討いたしまして、法律施行までに具体的な指示をいたしたいと考えております。しこうしてこれらの指示につきましては、やはり通牒を公開いたしまして、皆さんの御批判をいただいたと考える次第であります。

○深澤委員 そうするとまだこの施行に關する具体案を持つておられない。後日研究して明確にしよう、こういうことでございませうか。

○高橋(衛)政府委員 お話の通りでございます。

○三宅(則)委員 すでに同僚諸君から種々御質問があつたわけでありまして、私は二、三ポイントだけ補充的に質問いたしたいと思ひます。国税徴収法の一部を改正する法律案についてでありまして、ダブつた点がございました。ならば、簡単に御答弁願ひたいと思ひます。今度の改正によりまして、盗難、疾病あるいは失業等によりまして、非常に減収になる分に対しては、御承知の通り今回の改正によつて猶予することとは、まことにけつこうな話でありまして、われ／＼は賛成を惜しまざるものであります。また延滞加算税を免除したり、また利子税等について免除する規定は、まことに當を得た規定であ

ると考えております。この適用につきましては、かなり実情を調査いたしまして、御研究の上その制度を適用されることと思ひますが、ことに私どもの考へております点は、二年もしくは三年というふうに長くなりますと、情勢もかわつてよくなる場合もあるし、悪くなる場合もあるわけでありまして、これに對しまして、何か先ほどお話をあつたと思ひますが、審議会のようなものをおきかなくとも、かつてに税務署長がおきめになるのでしうか、その点を簡単によろしうございませうから、承りたいと思ひます。

○平田政府委員 こういう制度は、個別的にあくまでも納税者の実態をよく調べた上で、処分することとてございまして、やはりそれ／＼責任のある官吏が調べまして、それを税務署で決めます場合には税務署長の裁断できめて行く。重要事項は国税局も同時に研究する。さらにまた非常に全国的な重要な事項は、国税庁におきかしても見る場合があると思ひます。そういう方法によりまして、正しい処理をして参るようにならうかと思つております。

○三宅(則)委員 今の主税局長のお話によりまして大体了承いたしました。第二番目に伺ひたいのは、はなはだとつびな例でございまして、今までは会社の設立によりまして、従来の營業を急に廃止いたしました、会社に転籍いたしましたために脱税になりました、徴収ができなかつたというのを防ぐために、今回の改正によりまして、同族会社のごときは、その会社の方にもこれを徴収し得られるというふうに規定がなりましたことは、最も進歩いた

しましたる筋合いであると思つておるのであります。これにつきまして、ある会社のごときは何か防衛的に出るおそれがあるのではないかと、これを考へておられますが、この法律によりましてどこまでもとるといふふうに考へますが、その辺の運用についてはどういふふうに考へて行われますか。簡単にけつこうでございませうから承りたいと思ひます。

○平田政府委員 従来から若干こういう例がありまして、今回新しく規定を設けたわけでありまして、ただあまりさかのぼりまして、何でもかんでも該当するということになりますと、これはまたそれ／＼悪意でない納税者にも影響が及ぶおそれがありますので、それぞれ年限を切りまして一定の制限をつけております。それで十分かどうかという問題かと思ひますが、この程度で行きますと、ほんとうに調べられかつて脱税にかかりそうな場合に、会社にかつてあつたの徴税をうまく逃げる、こういうようなものがまず防げるのじやないか。大体相当計画的にやります質のよくない者には、今度の改正によつて相当目的を達成し得るのではないかと考へております。

○三宅(則)委員 今の局長のお話によりまして、大体脱税するやうな気分の手をつけぬというふうに、私は了承するのであります。その説に私は賛成です。どうか脱税の目的をもつて、あるいは少しく税金を安くせしむる目的をもつて、急に組織がえをしたやうなものにつきましては、とつていたきたと考へます。

次は保証人についてもとり得るとい

うのでありますが、事実上保証人についてはないかとと思つておられます。今までの実績等によりまして、それがどういふ状況であるか承りたいと同時に、ついででありますから、もう一つ申し上げておきますが、差押えをいたすにあたりましては、割合に若い官吏、二十歳か二十一、三の官吏が行つております。そこで国税庁長官にも相談したいのですが、もう少し経験のある者をいわゆる総務課の方にまわして、そういう若いのは署内において、補助的業務に従事せしめた方が納税者の方は喜ぶと思つて、これがこれに対してどういふ感想を持つておられるか。この二点について承りたいと思つておられます。

○平田政府委員 この保証人に関する規定と、その保証した場合の徴税の方法に關しまして規定を設けておられるわけでありまして、前者はまず分納を認め、場合に、一定額以上の場合は担保を出させる。その場合には、物的担保でなくとも保証人でもよいということにいたしておられます。それに關連いたしまして、そういう保証人を提供した場合に、本人が納めなかつた場合において、保証人からどういふふうな手続で税金をとるかというのを、規定いたしておられるわけでございます。

それからお話でございますが、これはまことにごもつともなお話でございます。私もひとりの滞納だけではなく、全部の滞納につきまして、経費者も多くいたしまして、規定の処理ができるようにしたいと考へますが、国税庁においてもその方針をやつておられるので、日を追うて私は相応しい成績を

上げ得ることと考えております。

○三宅(則)委員 時間がありませんが、もう少しだけ伺います。ただいまの主税局長の御答弁によりまして、私も承りましたのであります。どうか今後の徴税方法におきましては、この法律に示されたものがよく、なるべく穩健にして安当なる、合理的なる、また納税の行く徴税をしていただきたい、かように強く要望いたします。

次は専売局になりまして恐縮であります。タバコは御答弁を願ひたいと思つておられます。タバコは今度下ることになつておりますが、これについて何かもう少し構想を込められまして、今後対策を練り出される予定がありますか。その点だけ承りたい。

○久米政府委員 タバコの値下げにつきましては、この委員会におきましても申し上げております通り、四月一日からピース及び光を各十円ずつ値下げをするというふうに考えております。なお将来の構想につきましては、タバコの価格というものは、他の物価との關連あるいは財政上の専賣資金の確保の観点、あらゆる点を総合的に判断して、適正な価格に持つて行くという考えでございます。

○大上委員 国税徴収法の一部を改正する法律案について、三、三お尋ねをしたいと思つておられます。本法案が公布になつた場合に、いわゆるこれが有効になつた場合に、国家における歳入額として見込まれた額が入らないといひますか。歳入減と申しますか、この金額を大体幾らくらいに推定なさつておられるか。もちろんこの法が動いて見ぬとわからぬが、大体の計数は主税局でお持ちであろうと思つておられますから、その計

数をお承りしたいと思います。

次にこの法律が出ました動機といひますか、これについては深澤委員から少し突いておられましたが、いわゆる滞納が非常に多い、これを救助しなければならぬ、このように解釈しておられるわけですが、ついでには直税なら直税、間税なら間税法において、法規一点ばりにたよつて徴収面は考えておられない。一例を申し上げますと、今月の二十四日の毎日新聞に記載になつておりました大阪地区における利根無線会社、あるいはキング・レコード等の滞納、これは一方における法の強行といひますか、当然徴収ができていないのを見越して決定しておる。この間において何らかの法の救済策があるのかないのかというのが第二点。

いま一つは、今度は逆に税金をたくさん納めて誤謬訂正になつた、いわゆる過誤納はちよいだいしなければならぬといふのがありますけれども、この支払いが現在幾らくらいたまつておるのか。あるいはそれと同時に、先般この通過しました政府支払遅延防止法というのがあります。過誤納に對してこの法律によつて利子をつけてやつた額は幾らであるか。

それからもう一つは、本年度末のいわゆる欠損処分には落ちなければならぬといふ見越されておる金額は、一体どのような金額になつておるか。これは大きな実例として、どういふふうにして本年度の欠損処分には落ちなければならぬといふ金額が出て来たのか。これだけをお尋ねいたします。

○平田政府委員 この制度につきましては、あとどういふふうになるかといふ見通しの問題でございますが、これは

個別的に調べ上げて、その上で適正な処理をするということでございます。すので、今はあまり確たる見通しは実は立てにくいのでございますが、しかし現在二十四年度以前の分の滞納として、先に申し上げましたように五百六、七十億残つておると計算しております。そのうち本年度中に約百億前後は、現金納付あるいは訂正して欠損処分で片づくのではないかと。そうしますと残額は約四百七、八十億になるかと思つておられます。そのうちやはり停止処分と徴収見込みとをそれぞれございまして、停止処分にはせざるを得ぬのが百億前後あるのではないかと見ております。しかしこれはまだ確たる見通しではないので、個々の調査をいたしまして個別的に適正を期するのが目的でございます。總体の額につきましては、私も責任あるお答えができません。これは残念でございますが、そういう見当でございます。

それから徴収できないのを賦課するのかわかるといふお尋ねでございますが、これは賦課はもろろん法文に基づきまして、適正に賦課すべきものであつて、賦課されたものを適正に徴収するといふことになるわけでありまして、この間徴収見込みがないから賦課を適當にしろといふことも、どうもやはり税務行政の本筋から行きますとどうかと思つておられます。両者はやはり理論として、それは、それ、別に適正な措置をやつて行くといふことに、進むべきものではないかと考えられるのであります。税法におきまして、ことに所得税等につきましては、二十五年度からは大体改正を加へまして、損を生じた場合には青色申告をしてお

けば、繰りもどし、繰越し、控除等の制度もつけておられます。災害、盗難等の場合におきまして、繰越し、控除する規定を設けておられますので、将来は賦課自体も相当納税者の租税力に即応するようになり得ると、私は考えておる次第でございます。あまり徴収のことばかり考えまして、賦課を適當にやるといふのは、少し方向としましては、いかかであらうかと私は考えておるのでございます。

過誤納の問題は、今相当残つておるものがあると思つておられます。しかし最近ではこれは返すという方針で、国税庁はもつぱら督促しておるようでございます。すし、そういう方向につきましては、将来はだん／＼改善されて行くものと信じておられます。今政府支払遅延防止法に基く利息の資料が手元にございせんので、別の機会に主計局からでも説明させていただきますと思つておられます。

○高橋(簡)政府委員 現在過誤納による払いもどしの金額で、未払いになつておるものはどの程度残つておるかといふ御質問でございますが、御承知の通り昨年の臨時国会において補正予算で増額いたしました、十五億円の予算に相なつたのでございます。これでもつて本年度内はそう遅延を生ずることなしに、払いもどしができるものと予定しておる次第であります。しこうしてこれが手続等に対しましては、払いもどしについて、実際にその払いもどしの当人であるかどうかといふことについて、やはり印鑑証明その他の手続を、現在の段階においてはどうしても必要といひます関係上、非常に事務の促進をはかつておられますが、ある程度の

期間がかかることは、現在の段階においてははやむを得ないものと考えるのであります。しかしながらこれも漸次改善いたしまして、できるだけ早急に払いもどしのできるように進めて行きたいと考えるのでございます。

いま一つ、本年度の欠損処分がどの程度になるかという御質問のようでありましたが、これはまだ見当がつきません。しかしながら本年度の方針としては、欠損処分という安易な方法によつて滞納の整理を進めるといふことは、できるだけ避けて行きたいという考えでありますので、そう大きな金額にはなるまいと考えておる次第であります。

○大上委員 本法案の提案理由の説明を讀みますと、内容は非常にきれいな文字を使われておりますが、その中の三ページに「滞納処分の停止の制度を設けたこと」の中の最後のところに「以上の三つの措置によりまして、滞納につき特別の事情がある納税者につきましては、その実情に応じ、つとめて合理的に且つ適切な徴税を行う」という言葉が出ていますのであります。また本委員会において、主税局はちろん当局の者に私よくお尋ねするのですが、一つとめて合理的に且つ適切な徴税」という具体的な実例があるはずだと思います。それをひとつ聞かしてもらいたい。いま一つは、督促手数料は徴収しないと言つておられます、なるほどこれもしつこくけつこうと思ひますが、これによつて事務経費の分担額は一体どのくらいの程度になるか。あるいは今まで通り、これは督促ですから国家の権利として当然徴収して、さらに税務行政の一資料その他のものに充

当すべきでなからうか。

最後に国税と地方税との間の徴収の順位を同一にしたということでありまして、これはたまたま各委員からいろいろ質問があつたと思ひますが、現在の国税の徴収機構から見、人員の割当から見まして、とてもじやないが、順位をつけてやらないと国税の徴収は至難じやなからうかと思ひます。一例をとつてみますと、われわれが国政調査で八月に出た折に、これが一番大きな問題であつた。なるほど原則上は、各府県の副知事あるいはこれに当るべき相当の人物と税務署長の話し合いがあつても、実際に現場においては国税の方が手数料が下である。一例をとりますと、大阪の東区においてはこの地方税をとるために、相当のりつばな庁舎と同時に百人余りの人を配置している。ところが税務署におきましては、腰弁で走るのがたつた十五人くらいしかおられない。しかもその人は朝早く弁當を持って行く。そして次々にまわるといふような実例を聞いております。とてもじやないが、同一順位にした場合に、徴収上非常に不可能じやないかと考えますが、当局はどういうふうにお考えでありますか。この三点をお尋ねします。

○平田政府委員 一番最初の質問は、どうも大上さんにお答えするのははつきりいらい、大上さんの方が御承知だと思ひますので、あらためて申し上げる必要はないかと思ひます。いろいろ本委員会において問題といたしておられますことも、もつぱらそういう方面で実はすべて物事を処理する考えであるのでございまして、すべての行政を

やります場合の一つの標準であると考えているのであります。

それから第二の督促手数料でございますが、これはお話の通り、手数料をかけるのだから若干の手数料をつたらないじやないかという議論も、率直に申しましてあるわけであります。であります。が、わずかの手数料をとるのに、また手数料がかつておるといふのが現状でございます。いかに手数料倒れになつておる手数料という感じがいたしますので、今回むしろやめたらどうかというこにいたしましたのでございします。二十四年度におきまして督促手数料を決定いたしましたのが一億二千五百四十六万六千、そのうち入つて来ましたのが三千三百三十二万四千、結局本税と一緒に出したのが一千七百九十九万九千、なお十二月末で五千八百万円というものが不納になつて残つておるような状態でございます。このような状態から考えましても、督促手数料を廃止した方がいだらうというところで、廃止することにした次第でございます。

○高橋(衛)政府委員 お話のように、地方税と国税との徴収職員の数において、国税の徴入に相当大きな影響がありはしないかという点は、私どもも同様心配しておる点でございます。しかしながら大上さん御承知の通り、今年から申告所得税はもつぱら指導に重きを置いて、納税の行く方法をやつておきますので、滞納の金額も今後はいは減減して行くものであるというふうな、実は期待を持つておる次第でございます。従いまして一方税務官も漸次なれて参りますし、またその方法も納

得の行く合理的なものになつて行くことによつて、能率を上げることができるとはならないかと期待いたしておりますので、何とかしてこの程度の人員をもつて、徴入の確保をやつて行きたいと考えておる次第でございます。

○深澤委員 差押えの際に非常に問題が起つております。具体的な例もあるものであります。この差押えの場合においては、当事者がいなかった場合には、成年以上の者もしくは市町村吏員、または警察官吏を証人として立ち会せるといふ問題があるのであります。これを事実やつていず、しかも差押え調査は、その場で当然作成すべきものであると考えるのであります。が、差押えをしたのかしないのかかわらないような状況の中で、あとから差押え調査が送られて来て、初めて差押えされたということが明確になつたという事実すらあるのであります。そういう問題は各所にあるので、これは非常に不当であるといふことは考えているわけでありまして、そういう事実があるにもかかわらず、今度の改正では第二十一条の二を挿入いたしました。そうして差押え物件の搬出をなす場合において、本人あるいは同居の親族、代理人等にかかわらず、許可を得ずしてその場所に出入することができないというふうな禁止して、これを罰するといふ条件を挿入して、これを罰する。これは日本の一般の習慣として、不幸があつた場合には、隣近所あるいは親戚友人が集まつて、その不幸をお互いに慰め合うといふことは、普通の常識です。火事の場合であつても、差押えの場合であつても同じだと思ふ。とこ

ろがそれを第二十一条の二の規定を挿入することによつて、この不幸にあつた者を全然孤立させてしまつて、そうして差押え物件を持ち運ぶようにされたのは、どういふ趣意であるか。その点をひとつ承りたいと思ひます。

○平田政府委員 この規定を新しく入れましたのは、差押え処分をやりまう際に、あまりに大勢の人が押しかけまうしては、適正な処理がなかつたか、という、こういう場合が若干ございしたので、こういう規定を入れました。差押えにつきましては、あくまでも公正にできるようにいたしたい、こういう考えからであります。

○深澤委員 私はこういうことで差押えの適正を期するよりも、税額を決定する場合や、あるいは指導する場合に十分の努力をすべきであつて、そうしてその結果として起つて来る差押えの問題について、附近の人が同情して、この差押えに対して抗議したり、あるいは反対したりするような行動を取締るといふことになし、こういう事態に立ち至る前に、税務署自体がこの税務行政の円滑を期するための努力をしなければならぬと思ふ。何ゆゑにこのやうな不幸な立場にある者を孤立させて、そうして差押え処分をするやうな条文を入れたかといふことについて、は、前のいろいろな論議の処分とか、あるいは停止の処分という、この税務行政の円滑を期するといふ趣意に沿つたかのごとき規定をきめておりながら、この第二十一条の二を挿入したといふことは、前の改正をまつたく抹殺して余りある結果になると私は思ふ。こういう法案はまさに一般の納税者の税務当局に対する反感を買ふばかりだと思

う。こういう点は、まつたくわれ／＼は削除すべきであると考えてるのですが、どうですか。

○平田政府委員 お話の通り、申告の指導をうまくやり、それから調査も十分親切丁寧に徹底してやりまして、納税に関する紛議は少しでも少くなるようにする必要があります。この点につきましては、まつたく私も同意見であります。ただ最近の例から見まして、あまりにも多くの人が押しかけまして、結局正しい差押えができないというような例も若干ありますので、こういう規定を設けて、そういう際におきまして公正な執行を期したいというのが、本条の趣旨であります。

○深澤委員 最後にもう一点だけお聞きしておきたいのですが、こういう問題が紛糾すること自体は、結局税金が正当に課税されていないというところにも問題があると思ふ。従つて先ほどもここで問題にいたしましたたが、確定申告の指導にあつても、親切な立場からやるのでなくて、どうして税務署の予定したところを翻当てるかというところに問題があると思ふ。そういう意味において、税務当局が円滑にやりたいということ自体の中に、結局課税の根本にさかのぼつて考えるべき問題があると思ふ。こういう点については資料を提供いたしました。国税庁長官に私は御相談申し上げたいと思ふのですが、結局紛糾する根本は、課税の根本に、税務当局が考えておることと、国民の実態というものに非常に大きな開きがある。ここに問題があるということ、私は強調しておきたいと思ふ。

○三宅(則)委員 私は動議を出す前に

一点だけ申し上げたいと思ふ。先ほど主税局長の御説明でたいへんよくわかつたのでありますが、ただ国税庁長官の御答弁がないので、お願いしたいと思ふ。というのは、ほかでもありませんが、特に私の関係の深い愛知県の方から陳情が出ております。農業所得について、反当りの収獲率もしくは所得率が愛知県が一番高い。たとえていいますと、愛知県は豊稷県であるという点もあるかもしれませんが、そういう点はなほ不慮当であると思ふから、よく長官に聞いてくれという陳情を受けたのですが、各府県の反当りの収獲率もしくは所得率等につきまして、参考資料がもしありましたらお示し願いたいということをお願いして、これに對しまする答弁を要求いたします。

○高橋(衛)政府委員 先般愛知県から相当多数の方が見えまして、農業所得の反当り収獲率が高いへん高いという御調査をいただいたのでありますが、その御調査の根拠になる愛知県の数字をいろ／＼検討してみますと、いろいろ不都合な数字になつておる向きもありました。必ずしもあの表によつて判定するということは、妥当でないのではないかと考えておりますが、しかし全面的に負担の公平をはかるということは、私どもの信念とするところでありまして、十分に諸般の資料を収集いたしました。全国的に公平をはかつて行くということにいたしたいと思つております。

○三宅(則)委員 今のお話によりましてわかりました。どうかひとつ各府県等をよく調査をいたしまして、合理的な方法にお願いいたします。

この際動議を提出いたします。ただいま議題となつております物品税法の一部を改正する法律案、及び国税徴収法の一部を改正する法律案の両案につきましては、すでに質疑も十分盡されたと信じますので、この際右両案に對しましては、質疑を打ちられんことを望みます。

○小山委員長代理 ただいまの三宅君の動議のごとく決するに、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小山委員長代理 御異議がないようでありますから、物品税法の一部を改正する法律案、及び国税徴収法の一部を改正する法律案の両案に対する質疑は、以上を持つて打ち切ることいたします。

午後二時より開会することにしたしまして、休憩いたします。

午後一時十一分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

昭和二十六年四月七日印刷

昭和二十六年四月九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所